

## 京都メカニズムについて

1 . 京都メカニズムの基本的な考え方.....	2
(1) クリーン開発メカニズム( 京都議定書第 12 条 ) の概要.....	3
(2) 共同実施( 京都議定書第 6 条 ) の概要 .....	3
(3) 排出量取引( 京都議定書第 17 条 ) の概要.....	4
2 . 京都メカニズムの交渉上の主な論点.....	4
(1) 京都メカニズム全体としての主な論点.....	4
(2) クリーン開発メカニズムの主な論点.....	4
(2) 共同実施の主な論点.....	7
(3) 排出量取引の主な論点.....	7
3 . 京都メカニズムに関連して整備すべき国内制度.....	7
(1) レジストリー(登録簿) .....	7
(2) CDMの事業認定.....	9
(3) 共同実施の事業審査.....	9
(4) 国際排出量取引と国内制度との連携.....	10

## 1. 京都メカニズムの基本的な考え方

京都メカニズムとは、京都議定書において、国際的に協調して排出量の数値目標を達成するための制度として導入された仕組みであり、温室効果ガス単位量当たりの排出削減費用が各国で異なることから、費用がより低い国でより多くの対策を実施することにより、経済効率の高い方法で数値目標を達成し、かつ、全世界的にも温室効果ガスの排出を削減させようとする制度である。

ただし、温室効果ガスの排出削減は、あくまでも、各国の国内対策の実施により進めるべきものであることから、京都議定書の規定では、京都メカニズムは各国の目標達成のための国内活動に対して補足的でなければならないとしている。

京都メカニズムとは、具体的には、以下の3つがある。

- (1) クリーン開発メカニズム(CDM: Clean Development Mechanism)
- (2) 共同実施(JI: Joint Implementation)
- (3) 排出量取引<sup>1</sup> (Emissions Trading)

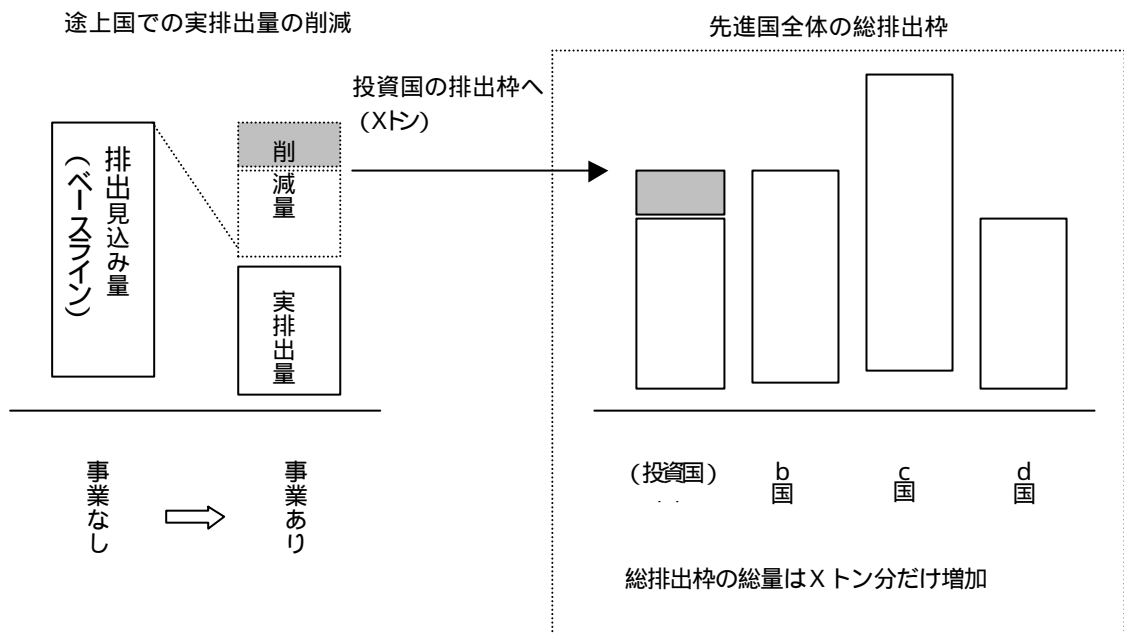
京都メカニズムを運用するための原則、ルール、ガイドラインなどについては、2001年7月にドイツのボンで開催される COP6 再開会合での合意を目指して、現在、国際交渉が進められている。

---

<sup>1</sup> 京都議定書における排出量取引とは、国際的な排出量取引のことである。

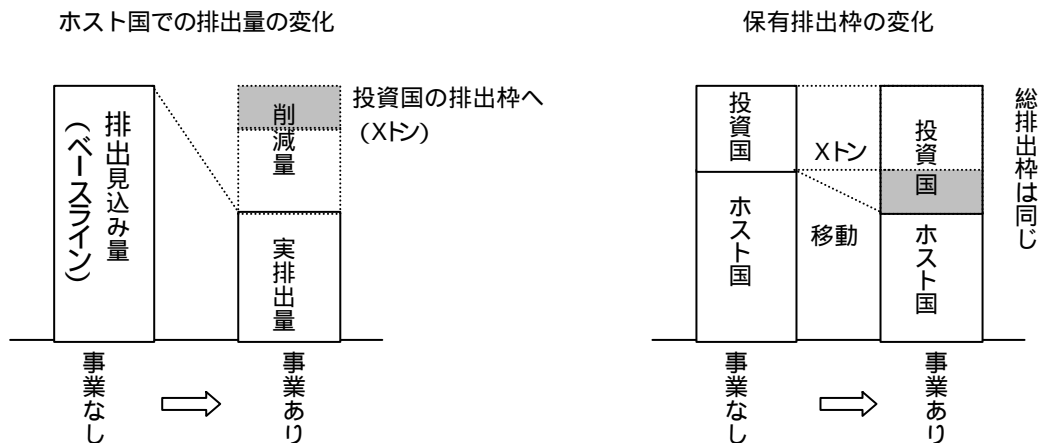
(1) クリーン開発メカニズム( 京都議定書第 12 条 ) の概要

- ・先進国が、途上国（非附属書 締約国）において実施された温室効果ガスの排出削減事業により生じた認証排出削減量（CER：Certified Emission Reduction）を獲得することを認める制度。2000 年以降達成された削減量を目標達成に利用することを認めている。
- ・先進国にとっては、獲得した削減分を自国の目標達成に利用できるというメリット、途上国にとっては投資と技術移転の機会が得られるというメリット。
- ・CDM事業の収益の一部（CER の一部を徴収）は、気候変動に対して特に脆弱な途上国の適応対策を支援する費用に用いられる。
- ・途上国で行われる事業により削減された量が、先進国の総排出枠に新たに追加。



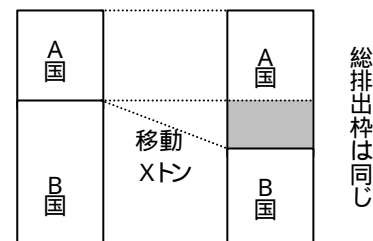
(2) 共同実施( 京都議定書第 6 条 ) の概要

- ・先進国間、特に市場経済移行国との間で、温室効果ガスの排出削減事業を実施し、その結果生じた排出削減単位（ERU：Emission Reduction Unit）を関係国間で移転又は獲得することを認める制度。
- ・排出枠が設定されている先進国間での排出枠の一部のやりとりになるため、先進国全体としての総排出枠に影響を与えない。



### (3) 排出量取引(京都議定書第17条)の概要

- ・総排出枠(assigned amount)が設定されている先進国の中で、総排出枠の一部(AAU: Assigned Amount Unit)の移転又は獲得を認める制度。
- ・先進国全体としての総排出枠に影響を与えない。



## 2. 京都メカニズムの交渉上の主な論点

### (1) 京都メカニズム全体としての主な論点

#### 補足性の確保

- ・京都議定書の規定では、京都メカニズムは各国の目標達成のための国内行動に対して補足的でなければならないとしているが、具体的に、どう確保するか？

#### 【ブロンク COP6 議長の提案】

- 附属書B国は主として(chiefly)1990年以降の国内行動によって削減目標を達成しなければならない。

### (2) クリーン開発メカニズムの主な論点

#### “CDM 理事会”及び“運営組織”の役割・構成

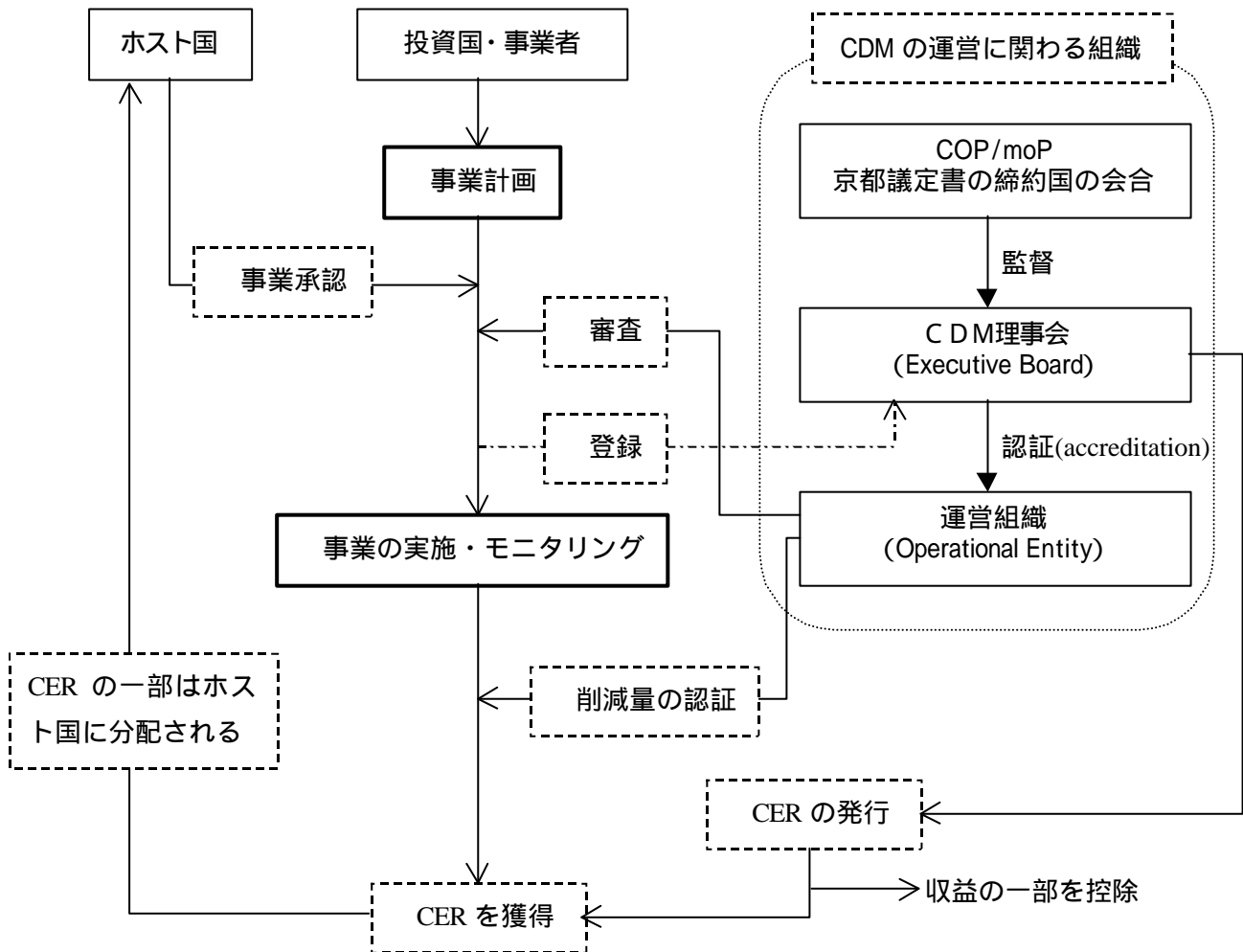
- ・“CDM 理事会”及び“運営組織”の具体的な役割をどのようにするか？
- ・事業審査や排出削減量(CER)認証の具体的な手順をどのようにするか？
- ・それぞれの組織の構成をどのようにするか？

#### 【ブロンク COP6 議長の提案】

- 5つの国連地域グループから各1名ずつと、小島諸国連合(AOSIS)から1名、附属書I締約国から2名、非附属書I締約国から2名とする

【参考: CDM 事業の流れのイメージ】

投資国・事業者が立案した CDM の事業計画はホスト国に承認されることが必要であるが、事業の適格性審査や、排出削減量の認証については、第三者機関が厳格に行う必要がある。京都議定書及び現在国際交渉中の運用ルール案では、下図に示したように、“運営組織”が事業を審査や排出削減量の認証を行い、“運営組織”の報告を受けた“CDM 理事会”が最終的に審査・認証結果を承認し、事業登録、CER を発行することになっている。



### 対象事業

- ・ CDM の対象事業について、何らかの基準を設け、対象事業を限定するか、事業の適格性については、ホスト国の判断に委ねるか？

#### 【ブロンク COP6 議長の提案】

- 事業のリストは設けず、ホスト国が個々の事業がその国の持続可能な開発のための戦略 / 優先事項に沿っているか否かを判定する。
- 吸収源活動のうち、第一約束期間において CDM 事業と認めるのは、植林及び再植林活動に限定する。
- 附属書 国は、CER を生じさせるために原子力発電を使用することは控える

### 事業の地理的分布の衡平性

- ・ 事業による排出削減量 (CER) の獲得のしやすさ等の理由によって CDM 事業が一部の国に偏在することをどのように防ぐべきか？

#### 【ブロンク COP6 議長の提案】

- 小規模事業について、簡素化された手続を適用。
- 最貧国での CDM 事業には、課金を課さない。

### 追加性の基準

- ・ CDM 事業における排出削減は、議定書の規定により「事業がなかった場合に比べ排出削減が追加的であること」とされているが、資金の追加性 (既存の途上国の資金供与に対して追加的であること) について、どう考えるか？

#### 【ブロンク COP6 議長の提案】

- 先進国の公的資金が用いられる場合は、ODA の流用を招くべきではない。

### 排出削減量(CER)の取り扱い

- ・ CDM 事業によって得られた排出削減量 (CER) について、取引や第二約束期間へのバンキングを認めるか？

#### 【ブロンク COP6 議長の提案】

- 取引や第二約束期間へのバンキングを認める。

### 早期実施規定

- ・ 京都議定書においては、2000 年以降の事業によって得られた排出削減量 (CER) が利用可能としているが、一方、CDM を正式に運用開始するためには、COP/moP (議定書発効後に開催される京都議定書の締約国の会合) の決定が必要とされている。このような状況の中で、CDM 事業を早期に実施するために、COP7 で CDM 理事会を設立し、最初の COP/moP 開催までの間、COP (気候変動枠組条約の締約国会議) に COP/moP の役割を代替させるべきかどうか？

#### 【ブロンク COP6 議長の提案】

- COP7 で CDM 理事会のメンバーを選出の上、設立する。

## (2) 共同実施の主な論点

### CDM ルールの共同実施への適用

- ・共同実施の事業の排出削減単位 (ERU: Emission Reduction Unit) の認証については、第三者機関が行うのではなく、ホスト国に任せるか、CDM と同様のルールを適用するかどうか？

#### 【ブロンク COP6 議長の提案】

- ホスト国が、国別排出目録の提出及びレジストリーの設置運営の義務を遵守していると見なされた場合は、ホスト国が自ら認証できる。
- ホスト国が上記義務を遵守していないと判断された場合には、CDM と同様の第三者機関 (第6条監督委員会に認証された独立組織(independent entities)) により認証が行われる。

### 対象事業

- ・原子力発電事業を共同実施事業として認めるべきか。

#### 【ブロンク COP6 議長の提案】

- 附属書1国は、ERUを生じさせるために原子力発電を使用することを控える。

## (3) 排出量取引の主な論点

### 排出枠の売り過ぎの防止

- ・国際的な排出量取引において、排出枠の売り過ぎによる不遵守をどのように防止するか？

#### 【ブロンク COP6 議長の提案】

- 国毎に割当量の一定割合 (90%) の保持を義務付ける。

### 収益の一部

- ・排出量取引において、取引に伴う「収益の一部」を徴収するべきかどうか？

#### 【ブロンク COP6 議長の提案】

- 言及なし。

## 3. 京都メカニズムに関連して整備すべき国内制度

京都メカニズムは国際制度であるため、その制度設計は国際交渉に基づき決定されていく。しかし、京都メカニズムに関連して整備すべき国内制度として、以下のようなものが挙げられる。

### (1) レジストリー(登録簿)

京都メカニズムの信頼性を確保するため、CDM による認証排出削減量 (CER: Certified Emission Reduction) 共同実施による排出削減単位 (ERU: Emission Reduction Unit) の獲得等の状況や排出量取引による排出枠 (AAU: Assigned Amount Unit) の移転又は獲得の状況について管理し、こ

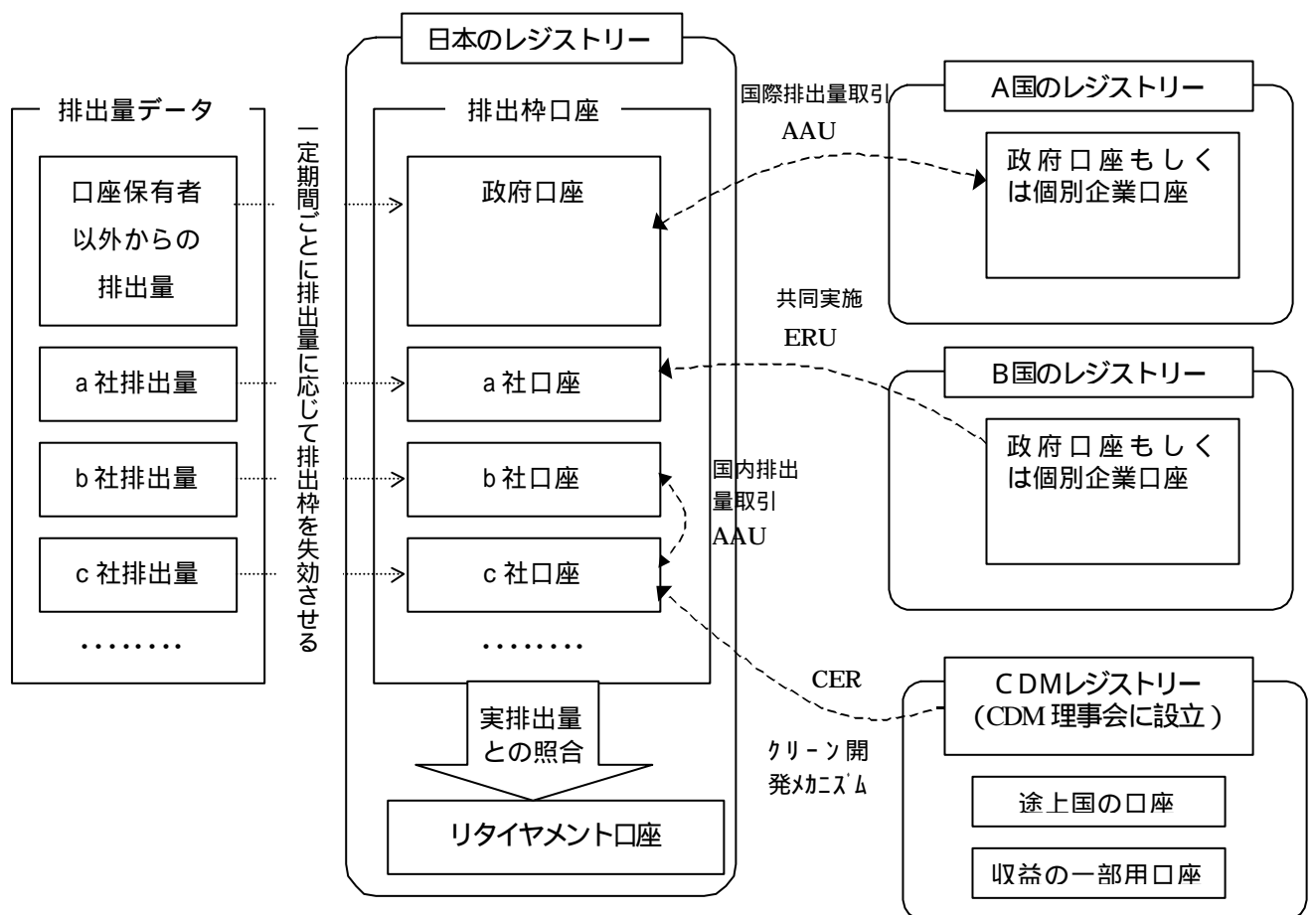
これらの保有状況の変化を記録する必要がある。このため、現在交渉中の国際ルールにおいて、各附属書 国に一定の要件を備えたレジストリー（各国の排出枠の保有状況を記録した登録簿）を設置することが義務づけられる見込みである。

また、国際ルールにおいては、削減目標の遵守判定のため、約束期間終了後に、当該国の温室効果ガスの総排出量に見合う量の排出枠（CER, ERU, AAU）を各国のレジストリーに設ける「リタイアメント口座」に移し、同国の約束期間中の総排出量と相殺することが求められる。

なお、京都議定書に基づく国際排出量取引及び共同実施による排出枠の移転・獲得は、2008年 から行われるが、CDM については、2000年以降の削減量の利用が認められており、2008年以前にも CER の発行・移転が行われる可能性がある。

我が国としても、以上を踏まえたレジストリーを整備することが必要である。国際ルールに基づくレジストリーは、国内における排出量取引制度に活用することも考えられる。

【参考: レジストリーのイメージ】





## (2) CDMの事業認定

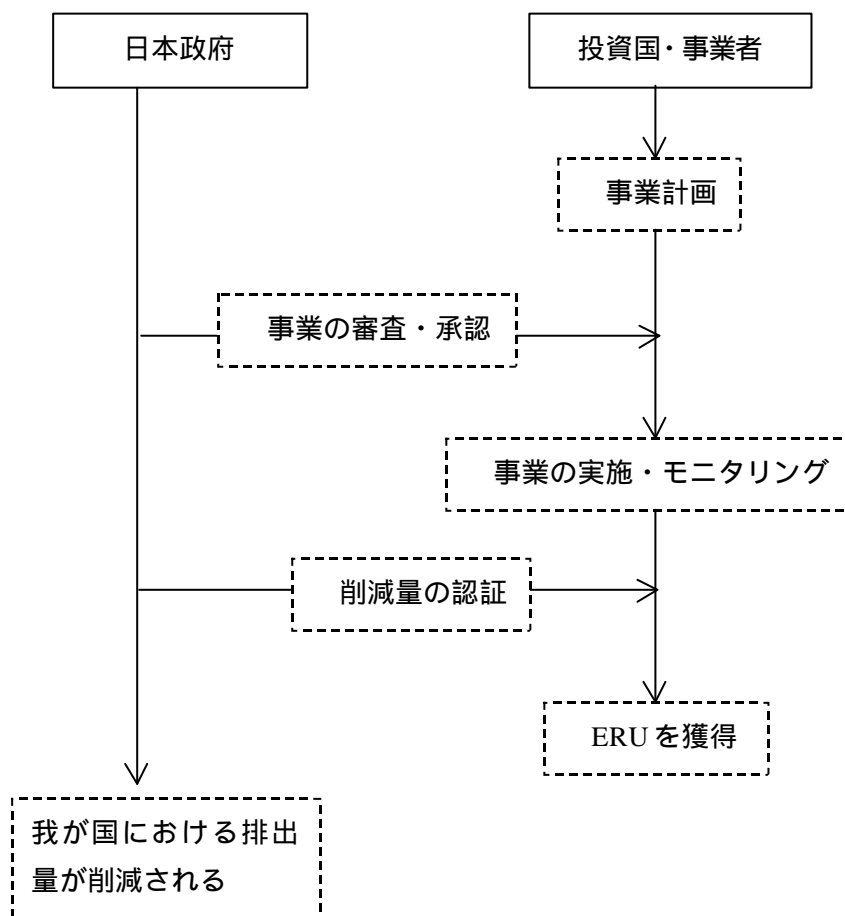
CDMはホストとなる途上国における事業であり、国際ルールの制度設計に際して投資国の事業の承認は不要となる可能性があるものの、投資家がホスト国政府と行う協議を円滑に進める上で、投資国政府による事業認定が有用との意見もある。このため、国際ルール上の整理とは切り離して、我が国において、投資家に対して CDM の候補事業に対する事前認定制度を検討する必要があると考えられる。

## (3) 共同実施の事業審査

共同実施事業については、京都議定書上、ホスト国投資国双方の事業承認が必要であり、我が国においても、事業承認の中心機関 ( focal point ) を指定した上で、事業承認手続きを定める必要がある。

さらに、京都メカニズムに基づく温室効果ガス排出削減事業として、我が国において共同実施の事業が実施される可能性をも想定して、ホスト国としての排出削減単位 ( ERU : Emission Reduction Unit ) の認証の方法・基準等について、あらかじめ整備しておくことが望ましい。

【参考:(我が国がホスト国の場合の)共同実施の事業の流れのイメージ】



我が国が投資国である場合は、上図中で「日本政府」が「外国政府(附属書 国)」となり「投資国」が「日本政府」となる。

#### (4) 国際排出量取引と国内制度との連携

京都メカニズムについては民間事業者等の法的主体 (Legal Entity) が参加することも前提とされている。これは民間事業者の創意工夫や効率性を引き出すことによって、経済効率性をさらに高めよるという趣旨と考えられる。

しかし、民間事業者に対して、積極的に、京都メカニズムを活用させるためには、そのためのインセンティブが必要である。例えば、キャップアンド・トレードによる国内排出量取引制度を導入し、国際的な排出量取引と連携させることも有効である。また、自主行動計画をベースとした国内排出量取引も考えられるが、この場合、如何にして国際排出量取引との連携を図るかが問題である。